

第 15 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

品川区長 森 澤 恭 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 30 年品川区条例第 6 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 地方税共同機構

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 地方税共同機構に職員を派遣することに関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣することができる団体を追加する必要がある。